

令和8年度～令和13年度

仕 様 書

物件名：徳島県本庁舎来庁者駐車場カーゲート装置一式賃貸借

特記仕様書

1 物件名	徳島県本庁舎来庁者駐車場カーゲート装置一式賃貸借
2 借入目的	本庁舎来庁者駐車場の利便性を高めること及び県有資産として有効活用を図るため、来庁者駐車場（以下「駐車場」という。）にバー式カーゲートシステム装置一式を賃貸借契約により導入することを目的とする。
3 納入場所	徳島市万代町1丁目 別紙「納入場所図」のとおり
4 期間	(1) 納入に係る準備期間 令和8年4月28日から令和8年7月31日まで (2) 賃貸借期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで
5 借入する物件について	バー式カーゲート装置一式は、次の仕様等を満たすものとする。 駐車場東側及び南出入口に設置可能な製品とし、移動式のもの認めない。 別添の設置場所図、機器系統図は参考図とする。 (1) 駐車券発行機 2台 駐車場入口（2箇所）に設置し使用者に対して駐車券を発行されるもので、車路に埋設されたループコイルが車両を感知した状態で、押しボタンを操作して駐車券が発行されるもの。 ・電源等 電源はAC100V（D種接地）、消費電流は定格3A以下 ・形状等 自立型及び暴雨構造 ・発券方法 自動又は押ボタン（二者択一可能） ・駐車券 ファンホールド式磁気ストライプ紙とし、7,000枚以上収納可能 ・定期券 PET材（60mm巾×90mm長以下の大きさ）とし、10,000件以上登録可 ・案内表示 時計表示あり、カラーLCD表示器 ・警報等 駐車券切れの警報付 (2) 自動料金精算機 2台 駐車場出口に設置し、使用者に対して料金の精算を行うもので、車路に埋設されたループコイルが車両を感知して精算等が可能状態になること。支払は硬貨又は紙幣（1万円、5千円、2千円、千円）使用可能とする。 ・電源等 AC100V（D種接地）、定格消費電流7A以下 ・形状等 自立型及び暴雨構造

- ・カード（駐車券等）読取方式
磁気ストライプ読取方式で、4方向読取可能
 - ・電子決済端末
カード決済、電子マネー、コード決済が可能なもの
 - ・操作ボタン
「とりけし」、「駐車券紛失」、「領収証発行」
 - ・演算機能
計算日数は12か月、計算単位時間は1分単位、計算単位料金は10円単位
 - ・領収書発行
出庫完了までに「領収書釦」を押すと発行、印字方式はサーマルプリンター、ロール紙、係員による再発行可能
 - ・精算中止
料金投入の途中で「とりけし」釦を押すと投入金額が返却可能
 - ・使用貨幣・紙幣及び釣銭格納枚数
10円（約90枚）、50円（約78枚）、100円（約77枚）
500円（約68枚）
紙幣は、千円、5千円（各約500枚）格納可能
 - ・金庫収納式
鍵付き金庫、紙幣は、整列収納が可能
 - ・廃券枚数
約300枚
 - ・集計機能
総現金売上、総入出庫数等の集計機能
 - ・定期券の利用可能
 - ・案内表示
時計表示、操作案内表示等があり、LEDバックライト付12インチ以上の透過型TFT液晶表示
- (3) カーゲート 4台
- ・電源等
AC100V（D種接地）、定格消費電流2A以下
 - ・形状等
自立型及び暴雨構造
 - ・ゲートバー
直バー式で、外観は白／赤ストライプ（有効長4m）
 - ・バー動作
開閉速度2秒以下、上昇角度90°
 - ・安全装置
バー降下時にセンサー等により上昇すること。
 - ・夜間等の視認性のためLED案内シート付
- (4) ループコイル 8面
- ・寸法（納入場所により変更可能）
ゲート開閉用 縦横0.7m×2.3m程度
発券及び精算用 縦横1.5m×1.5m程度
巻数は4から6巻、リード部は15m以下
 - ・埋設条件
ループコイルの埋設深さは路面より30～50mm
ループコイルのリード部は保護管等に引き込む
- (5) 出庫警報灯

- ・電源等
AC100V（D種接地）、消費電流0.5A以下
 - ・形状等
自立型支柱あり
 - ・表示及びブザー
「出庫注意」点滅表示、黄色回転灯付、ブザー付（なしあり）
- (6) 認証機 4台
- ・屋内型卓上据置型
 - ・複数割引設定及びボタン選択可能
- (7) 保護フード
- 雨天時用に、発券機、精算機を覆うように設置
- ・東側は、片面2基、南側は、両面（Y型）1基
- (8) トラブル対応
- ・出庫時に異常等が発生した場合に対応可能であること。
ただし、保守契約等は別途契約するものとする。

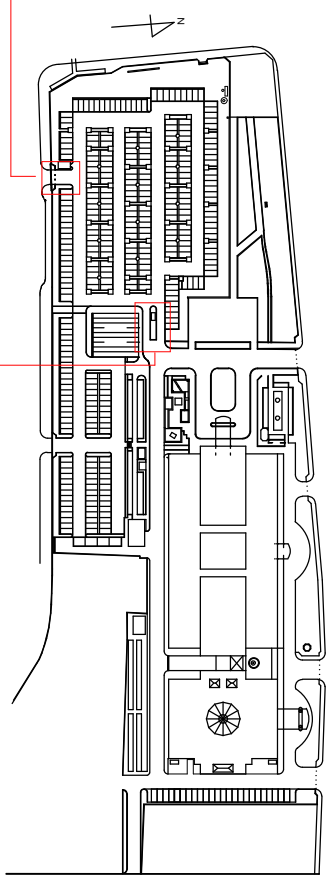
6 設置工事等
について

設置に係る工事については、次のとおりとする。又、工程表を作成し、県の担当者に提出する。

- (1) 各機器の設置位置等は参考図による。
- (2) 機器の設置に係る現地調査及び調整は含む。
- (3) 装置の設置作業は、原則、閉庁日（土、日、祝日）とする。
ただし、軽微な作業及び調整はこれに限らない。
また、作業は、車両及び歩行者の通行に支障をきたさよう安全管理に配慮するものとする。
- (4) 機器の固定は、アンカーボルトなどにより、堅固に固定すること。設計水平震度は0.6以上とする。
- (5) 設置に当たり、既存設備の一部を撤去又は改修をする必要が生じた場合は、県の担当者との協議の上、承諾を得て実施するものとする。

7 その他

- (1) 物件の賃貸借期間は、準備期間を除く5年間とする。賃貸借期間が終了した後も引き続き賃貸借物件を使用する場合は、賃貸借料及び賃貸借期間を協議の上、別途契約を締結するものとする。
- (2) 賃貸借物件の点検、調整等の保守については、年1回実施するものとする。
ただし、当該保守に係る費用は本契約には含まず、賃借人と賃貸人が、協議の上、別途契約を締結するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、賃借人と賃貸人とで協議を行い、決定するものとする。



東出入口

植栽帯

停止線

バリアー
バリアー

○ バリアー
3,250

2,500

管理棟

7,500

10,900

○ バリアー
3,260

歩道

13,400

来庁者
徐行

8,230

8,250

第1南門

6,300

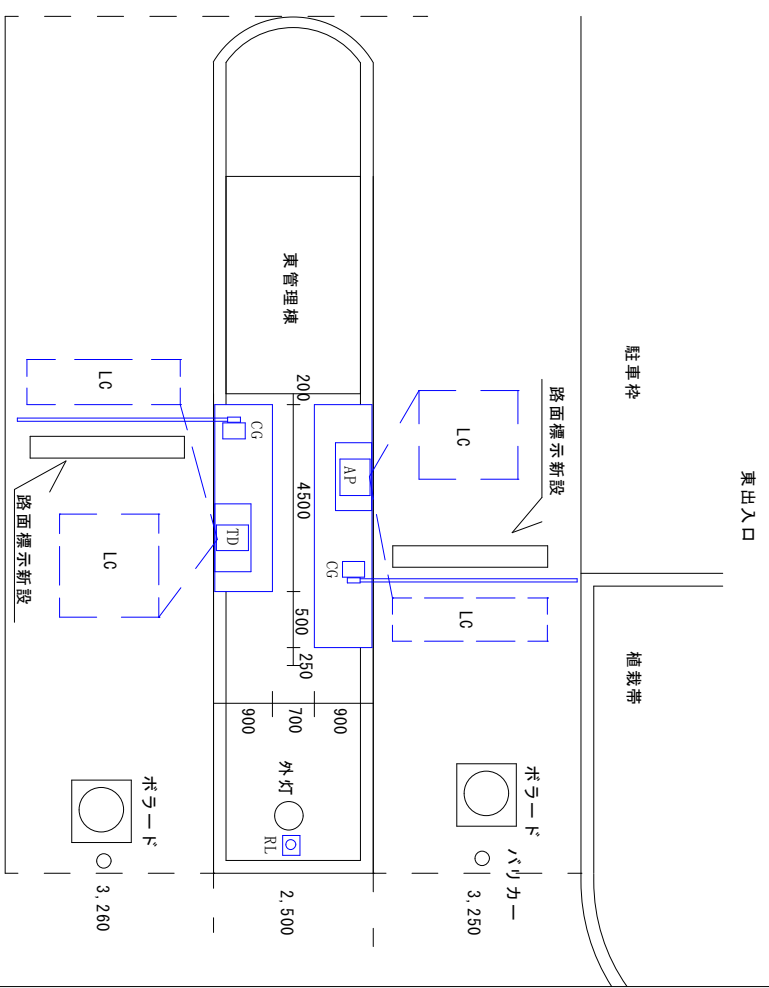
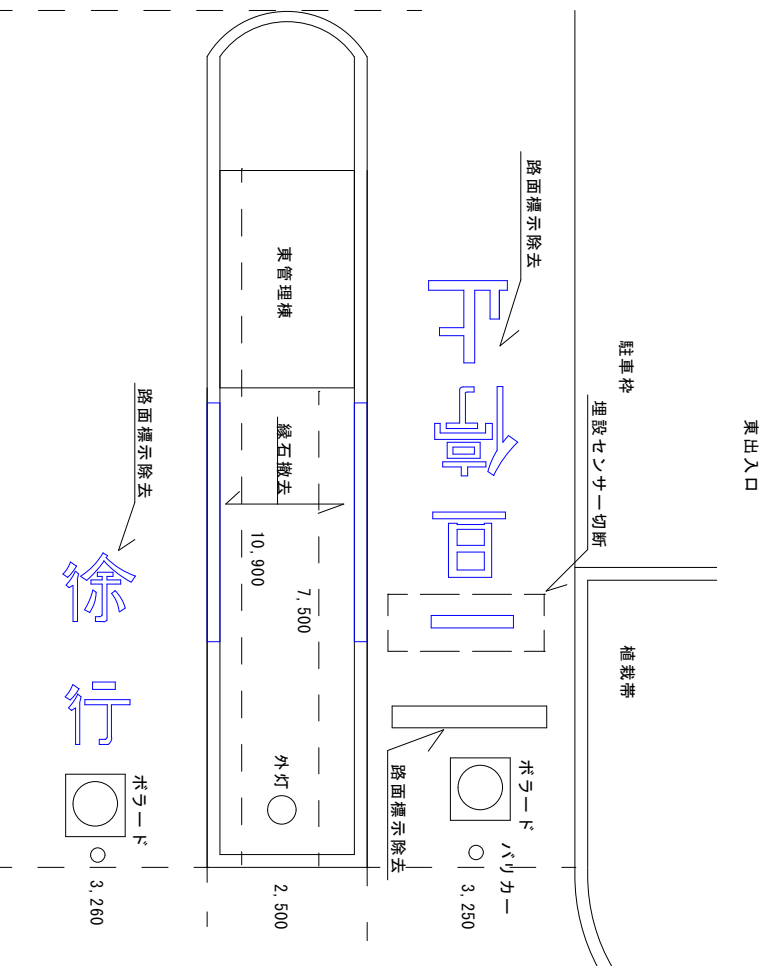
歩道

750 1,200 1,200 1,200 1,200 750

○ バリアー 310CIS (帯金)

来庁者駐車場

納入場所



- 特記事項
- ・本図は、機器等を設置する上で、参考概略図とする。
 - ・現地の状況が異なる場合は、現地を優先とする。
 - ・電源は、東管理棟内の配電箱から引き込む。

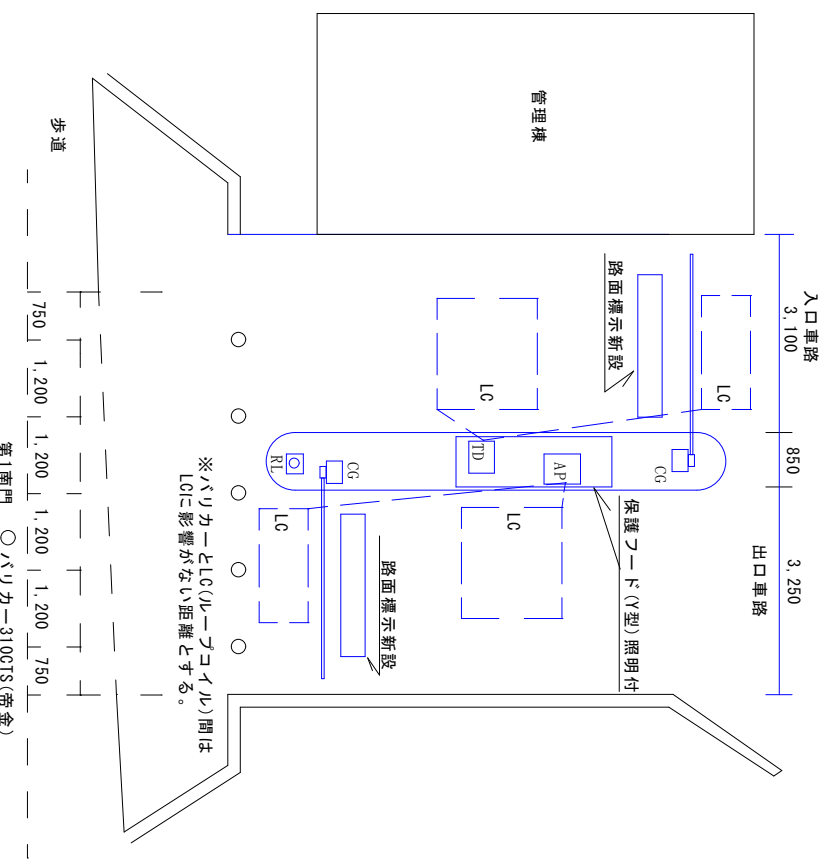
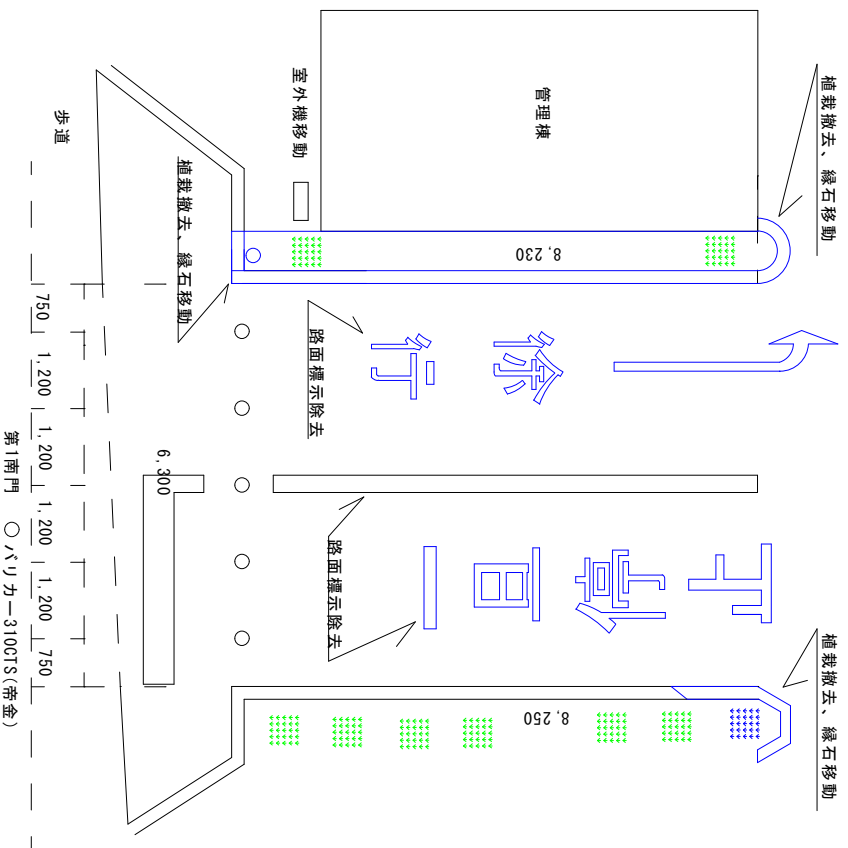
記号	名称	数量
TD	駐車券発行機	1
AP	全自動料金精算機	1
CG	カーゲート	2
LC	ルーフコイル	4
RL	出庫警報灯	1
-	保護コーブ(片面)	2

(現況及び撤去箇所等)

(ゲート新設後)

来庁者駐車場

設置等場所 (東側)



- 特記事項
- ・本図は、機器等を設置する上で、参考概略図とする。
 - ・現地の状況が異なる場合は、現地を優先とする。
 - ・電源は、管理棟内の配電箱から引き込む。

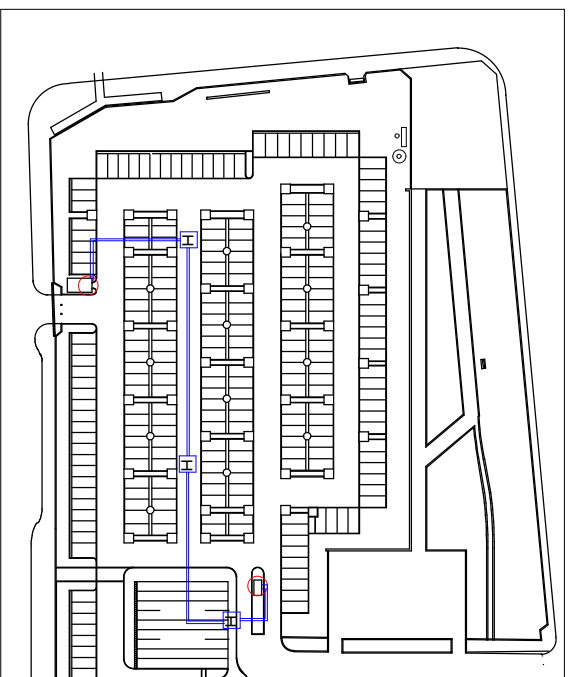
記号	名称	数量
TD	駐車券発行機	1
AP	全自動料金精算機	1
CG	カーゲート	2
LC	ルーゾノイル	4
RL	出庫警報灯	1
—	保護コード(Y型)	1

(現況及び撤去箇所等)

(ゲート新設後)

来庁者駐車場

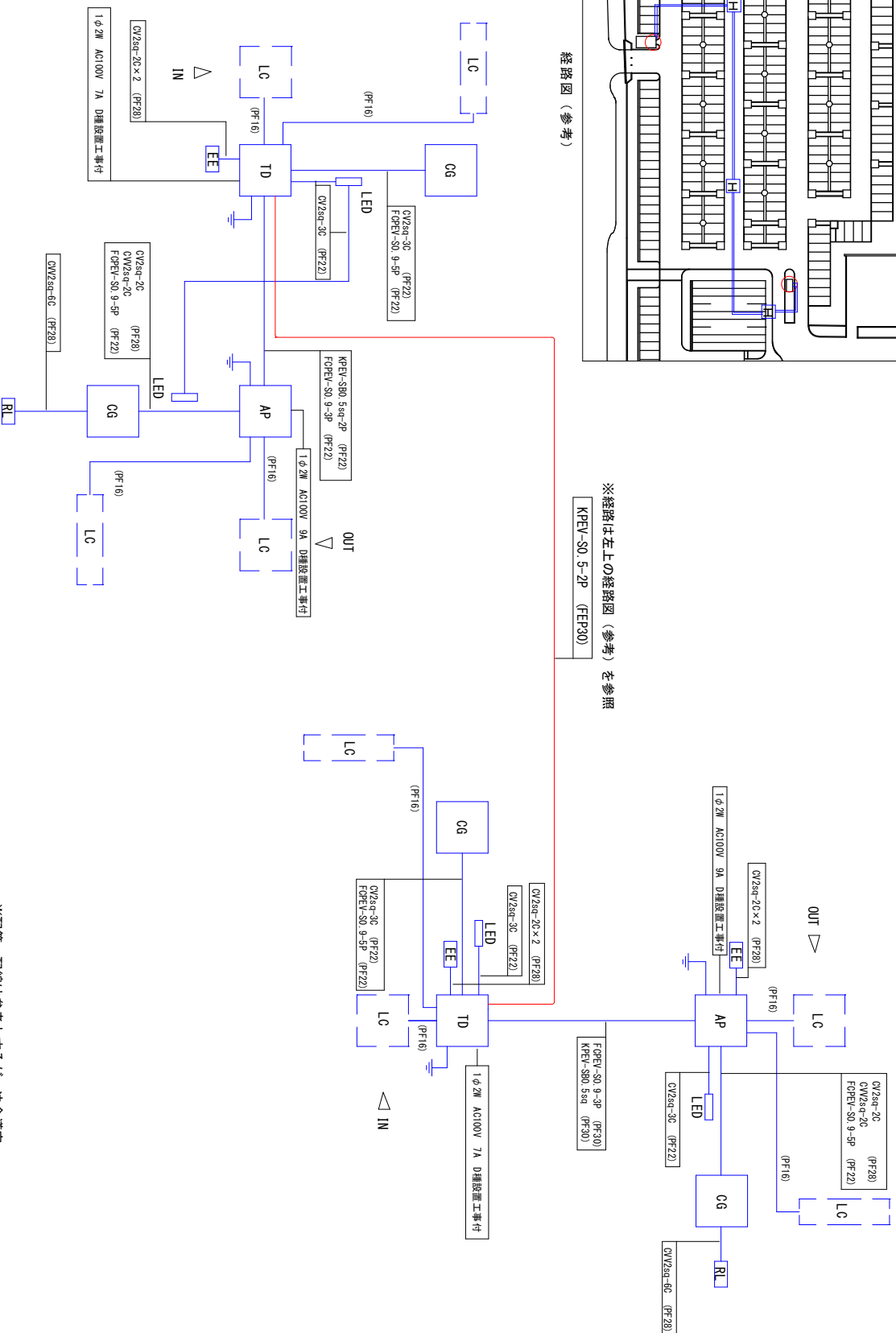
設置等場所 (南側)



経路図 (参考)

※経路は左上の経路図 (参考) を参照

KEPU-S0-5-2P (IEP30)



※配管、配線は参考とするが、法令遵守